

(別添1)

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 認知症サポート医養成研修事業は、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

第2章 認知症サポート医養成研修事業

(認知症サポート医養成研修事業)

第2条 本事業は、「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415 第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」(以下「支援事業実施要綱」という。)の第1の1に基づき実施するものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 支援事業実施要綱の第1の1(2)に掲げる認知症サポート医の役割を適切に担える医師

2 本研修終了後は、認知症サポート医の役割を担うことについて、実施主体の長が各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(研修内容)

第4条 研修内容は、認知症サポート医として必要な、下記の事項等の修得に資する内容とする。

- ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
- イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

(研修方法及び期間)

第5条 研修方法は、原則としてオンライン研修と集合研修のハイブリッド形式とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター指定の講師による講義・演習・テストを基本として行う。研修各回につき、オンラインでの研修を指定期間内に受講完了した者がその後集合研修(グループワーク等)を受講することとする。

(研修受講者数)

第6条 研修受講者数は、別に決定する定員とする。

(研修受講手続)

第7条 研修受講手続は、別に定める研修募集要項において定める。

(研修受講者の遵守事項)

第8条 研修受講者は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの指示事項を遵守しなければならない。

(研修の取消し)

第9条 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長(以下、「理事長」という。)は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為を行った場合は、厚生労働省と協議し研修の受講を取り消すことができるものとする。

2 理事長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合、当該受講者を推薦した都道府県又

は指定都市(以下「都道府県等」という。)の長にその旨通知するものとする。

(修了証書の交付)

第10条 理事長は、全課程研修修了者に対し、別紙様式による修了証書を交付する。

(修了者の登録)

第11条 理事長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

(研修費用)

第12条 研修費用については、研修受講者又は都道府県等が負担するものとし、別に定める研修募集要項において定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成17年10月31日から施行する。

改 正 平成18年 6月 1日施行

改 正 平成18年 8月 1日施行

改 正 平成19年 5月 8日施行

改 正 平成20年 5月19日施行

改 正 平成21年 6月 4日施行

改 正 平成22年 6月25日施行

改 正 平成23年 6月14日施行

改 正 平成25年 7月 8日施行

改 正 平成26年 7月18日施行

改 正 平成27年 5月19日施行

改 正 令和 2年12月21日施行

改 正 令和 5年 4月 1日施行

改 正 令和 5年 9月29日施行

改 正 令和 6年 4月23日施行

(別添2)

令和6年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項

1 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 研修対象者

「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」第1(4)のとおり。

3 研修日時、研修会場及び定員

別紙のとおり

4 研修内容

別紙のとおり

5 研修受講費用(全課程を修了した場合)

50,000円(消費税込み)

なお、支払い方法については、研修の全課程の受講修了後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが発行する請求書により、請求書に定める期限までに支払うこと。

6 修了証書の交付

修了証書は、全課程の修了者に対して交付する。

何らかの理由で全課程を修了できなかった受講者は不足分を受講した後に修了証書を交付する。

7 受講手続

(1)必要書類

受講申込書(別紙様式)

(2)手 続

都道府県又は指定都市(以下「都道府県市」という。)は、都道府県市医師会と相談の上、研修対象者の選考を行った後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに申込期限までに(1)の受講申込書を提出すること。

個人が国立研究開発法人国立長寿医療研究センターへ直接申し込むのではなく、所属する都道府県市へ申込みを行うこと。

(3)申込期限

第1回：令和6年5月27日(月)必着

第2回：令和6年7月23日(火)必着

第3回：令和6年9月2日(月)必着

第4回：令和6年10月8日(火)必着

第5回：令和6年12月3日(火)必着

(4)受講者の決定

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、都道府県市から推薦された研修対象者の受講が決定した場合は、速やかに都道府県市に通知するものとする。

この場合において、都道府県市は、受講の可否を申込者に伝達すること。

8 問い合わせ先

〒474-8511

愛知県大府市森岡町七丁目430番地

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

長寿医療研修センター 担当:大久保

TEL:0562-46-2311(内)2701

FAX:0562-45-5813

mail:ookubo-m@ncgg.go.jp

9 その他

各回の応募者が定員を超えた場合には、都道府県市と受講者の調整を行うものとする。

(別紙)

令和6年度 認知症サポート医養成研修 内容、日程及び会場について

1 開催形式

eラーニングシステムを利用したオンライン形式と集合研修の複合型で開催します。

2 研修内容

「認知症サポート医の役割」、「診断・治療の知識」、「制度・連携の知識」、「学習理解度テスト」、「グループワーク」
(一部講義をeラーニングサイトにて各自で受講、テスト合格にてeラーニング修了・集合研修への参加が可能となります。)

3 研修受講の流れ及び受講スケジュール

当研修を修了するためには、eラーニングと集合研修の両方を受講していただく必要があります。
受講申込書にて希望する日程を選択し各回の申込期日までにお申込みください。受講者の決定後、受講決定通知と併せてeラーニングの受講案内及び集合研修の案内を送付いたします。

オンライン上でeラーニングを受講(一部講義の視聴及び学習理解度テストの受験)後、集合研修にて残りの講義とグループワークに参加していただくと研修修了となります。

eラーニング：受講決定通知後から、集合研修開催日の3日前までに受講を修了してください。

集合研修：下記4及び5のとおり

4 集合研修の日程及び会場

受講申込書にて希望する日程を1つ選択し申し込んでください。

第1回	令和6年7月13日(土)	東京都 (定員 300名) コングレススクエア羽田 東京都大田区羽田空港一丁目1番4号羽田イノベーションシティ ゾーンJ
第2回	令和6年9月14日(土)	北海道 (定員 150名) アスティホール 札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 4F
第3回	令和6年10月19日(土)	東京都 (定員 350名) 砂防会館 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館1階
第4回	令和6年11月30日(土)	大阪府 (定員 250名) マイドームおおさか 大阪市中央区本町橋2番5号
第5回	令和7年1月18日(土)	福岡県 (定員 250名) 福岡ファッショビル 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目10-19 福岡ファッショビル7F

5 集合研修の時間及び内容(予定)

集合研修は1日間(午後、半日程度、概ね13:00～16:30頃)の予定です。

集合研修では一部講義及びグループワークを実施します。

※内容により終了時間等が若干前後する場合があります。集合研修で実施する講義は回によって異なる可能性があります。当日の日程表等詳細は受講決定通知時に併せてお知らせいたします。

6 eラーニングの受講方法

受講者の決定後、eラーニングシステム受講について記載された案内を、各都道府県市を通して受講者に送付いたします。案内が届きましたら、指示に従い、eラーニングを受講してください。

eラーニングシステムの使用方法等、不明な点がありましたら事務局まで連絡願います。

※なお、お申込みいただいた集合研修開催日の3日前までにeラーニングを受講修了されなかった場合は、集合研修への参加はできませんのでご留意ください。

7 必要な機器・環境

eラーニングシステムのご利用にあたり、必要な機器、環境等は以下のとおりです。

- ・安定した通信環境でインターネットに接続可能なパソコン
- ・以下のいずれかのブラウザがインストールされている環境

　└ Google Chrome(最新版)

　└ Microsoft Edge Chromium(最新版)

　└ Safari(最新版)

※ スマートフォン、タブレット端末でも視聴できますが、推奨環境外ですので注意願います。

8 研修に関する留意事項等

- ・申し込み後、受講確定後にお知らせするeラーニングシステムのURL等は厳重に管理してください。他人に知らせたり、外部に公開したりすることは止めてください。
- ・研修の映像・音声を録画・録音等するなどして複製、外部への公開や二次利用するなどの行為は禁止いたします。

認知症サポート医養成研修受講申込書

【都道府県・指定都市担当者記入欄】

所 在 地	〒.....	
連絡先	電話番号 :	FAX :
	E-mail :	
担当部局	担当者名	

【受講者記入欄】

希望者氏名	ふりがな		性別
生年月日	昭和 年 月 日 歳		
職場名			
診療科(所属)	:	職名:	
職場住所	〒.....		
テキスト・修了証書の送付先	〒.....		
連絡先	電話番号 :		FAX :
	E-mail :		
医師免許	医籍番号	第 号	
	登録年月日	平成 年 月 日	

研修に対する希望

希望する日程	第 回			
受講料の負担	都道府県市	医師会	所属先	個人 その他
請求書送付先	郵便番号 :			
	住所 :			
	所属 :			
	役職 :			
	氏名 :			
	連絡先 TEL :			
	E-mail :			
	請求書宛名(債務者) :			

(改正後全文)

	老発 0415 第 6 号
	平成 27 年 4 月 15 日
	老発 0331 第 7 号
	平成 28 年 3 月 31 日
一部改正	老発 0329 第 6 号
	平成 30 年 3 月 29 日
一部改正	老発 0406 第 4 号
	令和 3 年 4 月 6 日
一部改正	老発 0418 第 10 号
	令和 4 年 4 月 18 日
一部改正	老発 0330 第 16 号
	令和 5 年 3 月 30 日
一部改正	老発 0328 第 8 号
	令和 6 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

認知症地域医療支援事業の実施について

今後の認知症高齢者の増加により、身近な主治医（かかりつけ医）のもとに通院する高齢者の中からも経過中に認知症を発症するケースの増加等が予想されることから、かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を修得できるための研修及びかかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、病院勤務の医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修等を実施することを目的として、別添の通り実施要綱を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれでは、関係団体等と連携の下、各地域における早期診断・早期対応のための体制整備並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

(別添)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医の役割

認知症サポート医は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
- イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（愛知県大府市）に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療（早期発見等）に携わっている医師
 - イ 「（2）認知症サポート医の役割」を適切に担える医師
- なお、本研修修了後には（2）の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医として必要な、

- ア かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
 - イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術
- などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの研修要綱で定める。

(7) 修了証書の交付等

- ア 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長は、研修修了者に対し、様式1により修了証書を交付するとともに、実施主体の長に所要の事項を通知するものとする。
- イ 実施主体の長及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県等の医師会と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

- ア 実施主体の長は、認知症サポート医が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に努めるものとする。
- イ 実施主体の長は、本研修修了者について、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」及び地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法第115条の45第2項第6号）のうち認知症総合支援事業等への参画を図るなど、地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

2 認知症サポート医フォローアップ研修

(1) 目的

本研修事業は認知症サポート医等が、認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を通じて、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図ること、また、本研修の機会を活用し、地域における認知症サポート医等の連携強化を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

認知症サポート医及び地域においてかかりつけ医認知症対応力向上研修等の企画・立案等に協力している医師、その他地域において認知症医療体制構築に向けて取り組んでいる医師として実施主体の長が適当と認めた者とする。

(4) 研修内容

地域における医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築という認知症サポート医の役割を適切に果たすための研修内容とする。

(例)

- ・ 認知症の診断・治療・ケア・連携等に関する最新の知識の講義
- ・ 診断・治療等の対応が困難であった症例の検討

- ・ 地域において認知症の人を支援する資源（地域包括支援センター、介護サービス事業所、認知症サポートー、認知症の人やその家族を支援する組織など）等に関するグループ討議 等

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱で定めるものとする。

(6) その他

- ア 実施主体の長は、本事業の企画・立案・実施に当たっては、認知症フォローアップ研修の企画及び実施に関する研修を修了した医師等を中心として、各都道府県等の医師会・認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。
- イ 実施主体の長は、本事業実施要綱第1の1（8）イと同様、本研修修了者を地域における認知症の人への支援体制の構築に向けて積極的に活用するよう努めるものとする。

(様式1)

第 号	
修了証書	
氏名	生年月日 年 月 日
あなたは厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を 修了したことを証します	
令和 年 月 日	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 <input type="circle"/> <input type="circle"/> <input type="circle"/> <input type="circle"/>

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記1）に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式2により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県等の医師会及と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県等の医師会の協力を得て行うものとする。

(別記1) 標準的なカリキュラム

研修内容		
	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ医ができるることを理解する
I かかりつけ医の役割 (30分)	到達目標	1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法を理解し、認知症施策の目的を踏まえ、かかりつけ医の役割を理解する 2 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの重要性を理解する 3 早期診断・早期対応の意義・重要性を理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ・認知症施策 ・かかりつけ医に期待される役割 ・早期発見・早期対応の意義 ・本人の視点を重視したアプローチ ・診断後の支援
	ねらい	認知症に関する基本的な知識・診断の原則を理解する
II 基本知識 (60分)	到達目標	1 認知症の主な原因疾患及びその症状や経過等を理解する 2 認知症の診断基準及び診断のポイントを理解する 3 認知症の診断の手順及び鑑別すべき疾患について理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の原因疾患 ・認知症の診断のポイント（診断基準・画像診断・鑑別診断のポイント等） ・認知症と鑑別すべき他の疾患
	ねらい	認知症のアセスメント及び具体的な対応の原則を踏まえた、診療におけるマネジメントを理解する
III 診療における実践 (60分)	到達目標	1 認知症の問診・アセスメントのポイントを理解する 2 認知症の治療についての原則・具体的な方法について理解する 3 認知症に伴う行動・心理症状（B P S D）への対応の原則を理解する 4 治療期の本人・家族への対応及び実践上のポイントを理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期の対応のポイント ・認知症の問診・アセスメント ・認知症の治療（薬物・非薬物療法等） ・認知症治療における留意点・認知症に伴う行動・心理症状（B P S D）への対応 ・本人・家族・介護者への対応
	ねらい	認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、多職種連携の重要性を理解する
IV 地域・生	到達	1 かかりつけ医による認知症ケアのポイントを理解する

活における実践 (60分)	目標	2 認知症の人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要なかかりつけ医の役割を理解する 3 多職種連携による支援体制構築におけるかかりつけ医の役割を理解する
	主な内容	・認知症ケア・支援の基本 ・認知症の人の意思決定支援について ・認知症の医療・介護に関する施策・制度等 ・多職種連携

(様式2)

第 号	
修了証書	
氏名	生年月日 年 月 日
あなたは厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了したことを証します	
令和 年 月 日	
実施主体の長 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/>	

第3 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内の病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記2)に基づき、病院勤務の医療従事者として必要な認知症ケアの原則等の知識の修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式(様式3)により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県等の医師会、各都道府県看護協会、病院関係団体等と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医や、認知症ケアに精通した看護師等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県等の医師会、各都道府県看護協会、病院関係団体等の協力を得て行うものとする。

ウ 本事業とは別に、関係団体等が厚生労働省に協議した上で、同様の目的に基づき、別記2に定める標準的なカリキュラムと同様またはそれ以上の内容につき研修を行う場合には、研修修了者に対し本要綱(6)のア及びイを行うとともに、都道府県及び指定都市に対して、研修修了者の同意を得た上で、当該研修修了者に関する情報提供を行うこと。

(別記2) 標準的なカリキュラム

研修内容		
I 目的 (15分)	ねらい	認知症の人の視点で、認知症ケアに求められていることを理解する
	到達目標	1 研修の目的を理解する 2 認知症の人の視点で、対応への課題を理解する 3 認知症の人を取り巻く施策等について理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ・認知症施策 ・本人の視点を重視したアプローチ ・入院する認知症の人に起こっていること ・一般病院の医療従事者に期待される役割
II 対応力 (60分)	ねらい	認知症を理解し、入院中の対応の基本を習得する
	到達目標	1 認知症の特徴を理解する 2 入院生活における認知症の人の行動の特徴を理解し、対応方法について習得する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人の理解 ・認知症の病型、症状、経過 ・治療と非薬物療法 ・認知症に伴う行動・心理症状（B P S D）への対応 ・せん妄への対応・認知症ケアの基本 ・家族・介護者への支援 ・認知症の人の意思決定支援について
III 連携等 (15分)	ねらい	院内・院外の多職種連携の意義を理解する
	到達目標	1 多職種連携の意義とメリットを理解する 2 院内・院外で多職種連携する必要性について理解する 3 多職種で行うカンファレンスの要点を理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の定義と展開過程 ・各医療従事者の院内連携上の役割 ・入院時・退院時カンファレンスで確認・検討すべき内容や課題 ・認知症の人を支える様々な仕組み

(様式3)

第 号

修了証書
氏名

生年月日 年 月 日

あなたは、厚生労働省が定める病院勤務の医療従事者向け認知症
対応力向上研修を修了したことを証します

令和 年 月 日

実施主体の長

○ ○ ○ ○

第4 歯科医師認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応とともに、その後も認知症の人の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する歯科医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記3）に基づき、かかりつけ歯科医として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式4により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県歯科医師会、その他関係団体と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症歯科医療に精通した歯科医師、認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県歯科医師会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記3) 標準的なカリキュラム

研修内容		
	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ歯科医ができることを理解する
I かかりつけ歯科医の役割 (30分)	到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法を理解し、認知症施策の目的を踏まえ、かかりつけ歯科医の役割を理解する 2 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの重要性を理解する 3 早期発見・早期対応の意義・重要性を理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ・認知症施策 ・かかりつけ歯科医（歯科医療機関）に期待される役割 ・早期発見・早期対応の意義 ・本人の視点を重視したアプローチ
II 基本知識 (60分)	ねらい	認知症に関する基本的な知識を理解する
	到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の主な原因疾患及びその症状や経過等を理解する 2 認知症の診断基準及びアセスメントのポイントを理解する 3 歯科医師にとって必要な診断・アセスメント・治療薬の知識について理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の原因疾患（特徴と症例） ・認知症の診断・アセスメント ・認知症の治療（治療薬の基本的な知識等）
III 歯科診療における実践 (60分)	ねらい	認知症への気づき及び具体的な対応の原則を踏まえた、歯科診療の継続等について理解する
	到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症への気づき及び初期対応のポイントを理解する 2 症状に配慮した歯科診療のポイントを理解する 3 認知症の人への歯科診療についての原則・具体的な方法について理解する 4 認知症に伴う行動・心理症状（B P S D）への対応の原則を理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を疑う観察のポイント・初期の対応のポイント ・歯科診療を円滑に進めるためのマネジメント（連携・意思決定・訪問診療含む） ・歯科医療機関で起こる認知症に伴う行動・心理症状（B P S D）への対応 ・本人・家族・介護者への対応 ・歯科医療機関の管理者の役割
IV	ねらい	認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、地域連携の重要性を理解する

地域・生活における実践 (60分)	到達目標	1 認知症ケアの考え方とかかりつけ歯科医の役割を理解する 2 認知症の人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要な情報やポイントを理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア・支援の基本 ・認知症の人の意思決定支援について ・認知症の医療・介護に関する施策・制度、地域の仕組み等 ・地域・多職種連携

(様式4)

修了証書	第号
氏名	生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める歯科医師認知症対応力向上研修を 修了したことを証します	
令和 年 月 日	
実施主体の長 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	